

REPORT 2025

湖東信用金庫の現況

令和6年4月1日 ▶ 令和7年3月31日

資料編



CONTENTS

Data (資料編)

- 01 …… 中小企業の経営支援による地域の活性化のための取組み
- 03 …… 金融円滑化への取組み
- 04 …… 地域密着型金融推進への取組み
- 05 …… 法令等遵守(コンプライアンス)態勢・内部統制
- 06 …… リスク管理態勢
- 08 …… 顧客保護等管理態勢
- 10 …… 総代会制度
- 12 …… 信金中央金庫のネットワークと湖東信用金庫の主要な事業の内容
- 13 …… 財務諸表
- 18 …… 財務諸表(経営指標の推移)
- 23 …… 財務諸表(自己資本の充実等の開示)
- 30 …… 用語解説
- 31 …… 開示項目一覧
- 32 …… 湖東信用金庫の歩み

当金庫による地域企業への積極的な経営支援について



① 中小企業の経営支援に関する取組方針

地域の中小企業や小規模事業者の皆さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である当金庫にとって最も重要な社会的使命です。

中小企業金融円滑化法は平成25年3月31日に期限が到来しましたが、当金庫は、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みに対して、それまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握し、地域の皆さまへの経営支援、金融の円滑化に真摯に取り組んでまいります。

② 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

- 経営改善計画策定支援事業
 - ・滋賀県中小企業活性化協議会との連携
 - ・認定経営革新等支援機関との連携
- 経営安定化支援事業 経営診断・計画策定
 - ・滋賀県信用保証協会との連携
- ローカルベンチマークの活用
 - ・事業性評価などへの取組み
- 貸出金の条件変更対応
 - ・金融円滑化への対応
- 経営相談と専門家派遣
 - ・商工会・商工会議所等各種支援機関との連携
 - ・滋賀県よろず支援拠点との定期出張相談会を含む連携
 - ・滋賀県産業支援プラザによる専門家派遣の活用

③ 中小企業の経営支援に関する取組状況

- a 創業新規事業開拓支援実績
取組件数 9件 金額 116百万円
- b 経営改善・事業再生・業種転換支援実績
経営改善計画策定数 29先 策定予定 1先

④ 経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を右記のとおり策定しています。同取

組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

(1) 経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下のとおり取組みます。

- お客さまが融資等資金調達のお申込みをされた場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について検討いたします。
- 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

(2) 経営者保証に関するガイドラインへの取組状況

	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	541件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	42.10%
保証契約を解除した件数	39件

※「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証のガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

⑤ 金融仲介の取組みについて

当金庫は、地域の中小企業や小規模事業者の皆さまのライフステージに応じた積極的な支援を行うなど、金融仲介機能の発揮に取組んでいます。平成28年9月に金融庁より、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を表す指標として「金融仲介機能のベンチマーク」(以下、「ベンチマーク」という。)が公表されました。

当金庫は、経営理念、経営方針等を基にベンチマークの一部を選択して、当金庫の取組みに対する自己点検および評価に活用しております。今後とも、地域金融機関の使命として、地域活性化を目指し、金融仲介の取組みに努めてまいります。

当金庫の令和5年度の金融仲介の取組みの状況は、以下のとおりとなっております。

■取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

貸付条件変更先に係る経営改善計画の進捗状況

	条件変更先数	計画達成率		
		120%超	80~120%	80%未満
令和5年度	87先	5先	2先	80先
令和6年度	75先	8先	3先	64先

当金庫が関与した創業件数

令和5年度	16件
令和6年度	9件

ライフステージ別の与信先数、融資残高

	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
令和6年3月末	109先 31億円	190先 67億円	1,054先 309億円	123先 23億円	87先 28億円
令和7年3月末	97先 28億円	238先 70億円	1,099先 296億円	91先 21億円	75先 34億円

ライフステージの定義

創業期：創業から5年までの先
成長期：売上平均直近2期が過去5期の120%超の先
安定期：売上平均直近2期が過去5期の120~80%の先
低迷期：売上平均直近2期が過去5期の80%未満の先
再生期：貸付条件の変更または延滞がある先

■事業性評価に基づく融資等、担保・保証に過度に依存しない融資

経営者保証に関するガイドラインの活用先数、及び、全与信先数に占める割合

	全与信先数①	ガイドライン活用先数②	②/①
令和6年3月末	1,407件	580先	41.22%
令和7年3月末	1,285件	541件	42.10%

■本業（企業価値向上）支援・企業の

ライフステージに応じたソリューションの提供

創業支援先数

	創業計画の策定支援	創業期の取引先への融資	政府系金融機関や創業支援機関の紹介	ベンチャー企業への助成金・融資・投資
令和5年度	16先	16先	4先	0先
令和6年度	8先	8先	2先	0先

経営改善・事業再生支援先における実抜計画策定先数および同計画策定先の達成先の割合

	実抜計画※策定先数①	達成先数②	②/①
令和6年3月末	28先	18先	64.3%
令和7年3月末	29先	17先	58.6%

※実抜計画とは実現性の高い抜本的な経営再建計画をいいます。

経営改善支援の取組み実績【令和6年度】

(単位:先数)

	期初債務者数	うち経営改善支援取組み先	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数	αのうち再生計画を策定している全ての先数	経営改善支援取組み率	ランクアップ率	再生計画策定率	
									A
正常先	①	1,186	0	0	0	0.0%		0.0%	
要注意先	うちその他要注意先	②	794	14	0	13	1.8%	0.0%	100.0%
	うち要管理先	③	14	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
	破綻懸念先	④	75	7	1	6	9.3%	14.3%	42.9%
実質破綻先	⑤	14	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	
破綻先	⑥	10	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	
小計(②~⑥の計)		907	21	1	19	2.3%	4.8%	81.0%	
合計		2,093	21	1	19	1.0%	4.8%	81.0%	

(注)・期初債務者数及び債務者区分は令和6年4月当初時点で整理しています。
・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含めていません。
・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しています。なお、経営改善支援取組み先で途中で完済した債務者はαに含めるものβに含めていません。
・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めています。

・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理しています。
・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めていません。
・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。
・みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。
・「再生計画を策定している全ての先数δ」=「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」

地域金融の円滑化に努めています

取組み方針

当金庫は、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っています。

① 態勢整備を図るために理事会等において決議した事項

- 「金融円滑化のための基本方針」、「金融円滑化管理方針」、「金融円滑化管理規程」を策定し、態勢を整備しております。

② 全営業店に「金融円滑化ご相談窓口」を設置しております。

- 「金融円滑化ご相談窓口」では、以下のご相談をお受けいたします。
 - ※ 事業資金・住宅ローンご利用のお客さまに対して、ご返済方法やご返済額変更等のご相談を承ります。
 - ※ お客さまへのきめ細やかな経営改善に向けた支援を行うため、お客さまの現状を十分に認識し、問題点や原因を分析して、対応策等をご提案するなどのご相談を承ります。

③ ご返済方法やご返済額変更に係るご意見・ご要望・苦情等に対応するため「金融円滑化苦情ご相談窓口」を設置しております。

④ お客さまの事業価値を見極める能力を向上させるための研修等

- 融資担当者等を研修会等に派遣し、事業性評価への理解・コンサルティング力向上のために必要な知識の習得を図っています。

他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※ ご返済方法やご返済額変更等にかかるご相談、経営改善にかかるご相談は、次の相談窓口をご利用ください。

● 「金融円滑化ご相談窓口」

【本店営業部、日野支店、能登川支店、水口支店、緑町支店、石部支店、近江八幡支店】

※ 受付時間 平日の各店営業時間内

※ ご返済方法やご返済額変更等に係るご意見・ご要望・苦情にかかるご相談は、次の相談窓口をご利用ください。

● 「金融円滑化苦情ご相談窓口」

【営業推進部】

フリーダイヤル 0120-160-455

※ 受付時間 平日の午前9時～午後5時



「この街と生きていく」

当金庫は常に地域社会に密着し 地域のお客さまとともに歩みつづけます

地域密着型金融推進への取組み

当金庫では、地域金融機関に求められる使命として①お取引事業先に対するコンサルティング機能の発揮②地域の面的再生への積極的な参画③地域のお取引先に対する積極的な情報発信を主要な3つの柱とし、金融業務を通じた持続可能な地域密着型金融の推進を目指し、具体的な取組み方針を策定し推進しています。

当金庫の地域密着型金融の取組み状況は、当金庫 Web サイト(<https://www.shinkin.co.jp/kotoshin/>)で詳しくご覧いただけます。

① お取引事業先に対する コンサルティング機能の発揮

●創業新事業支援・経営改善支援の態勢と実績

創業新事業支援、取引事業先の経営分析、
経営計画の策定、フォローアップ等の支援実施

創業新事業支援件数……………9件

経営改善計画策定数……………29先

経営改善計画策定中……………1先

●補助金・助成金・給付金の申請支援

事業再構築、ものづくり補助金申請支援数 2件

●事業承継等に係る支援数

事業承継、第三者承継、M&A支援先数 12件

滋賀県事業承継引継ぎ支援センター等の

外部連携機関と共に取組みを進めております。

●子育て支援にかかる取組み

●多子世帯への金利優遇商品「おうみの子」、
「おうみの星」の取扱い

●東近江市「こども未来夢基金」への継続的な寄付

●湖東信用金庫理事長杯少年サッカー大会の開催

●教育施設への出前講座

●おっぴい塾の開催協力

●地域の高齢者の方々へのサービスの充実

●社会保険労務士による無料年金相談の実施

●特殊詐欺防止啓発活動の実施

(東近江警察署等の協力団体と協力)

●環境保全への取組み

●エコキャップ回収推進活動

●クールビズ・ウォームビズ実施による電力使用量の削減

●紙類を使用しないパソコンを活用した

エコミーティングの実施によるCO₂の削減

② 地域の面的再生への積極的な参画

●地方創生への取組み

●ビジネスマッチングサイト「しんきんコネクト」による
サービスの運用を実施

●ESG経営を目指す中小企業に対し
「ソーシャル企業認証制度」の運用を実施

●各種ビジネスマッチング(信金中央金庫運営)の活用

●東近江市中心市街地空き店舗活性化事業
(東近江市との連携協定)

●東近江市中心市街地活性化協議会への参画

●東近江市版SIB事業への協力
(公益財団法人三方よし基金との連携)

●経営相談「よろず支援拠点」出張相談会の実施

本店 12回(毎月開催)

水口支店 12回(毎月開催)

●その他取組み実績

外部支援機関連携……………105件

ビジネスマッチング商談……………64件

③ 地域のお取引先に対する 積極的な情報発信

お取引さまの事業内容を、「ことしんふれ愛town」として当
金庫ホームページ上にて紹介しております。また、ラジオ放送
のFM東近江でも取引先企業の紹介を行っております。



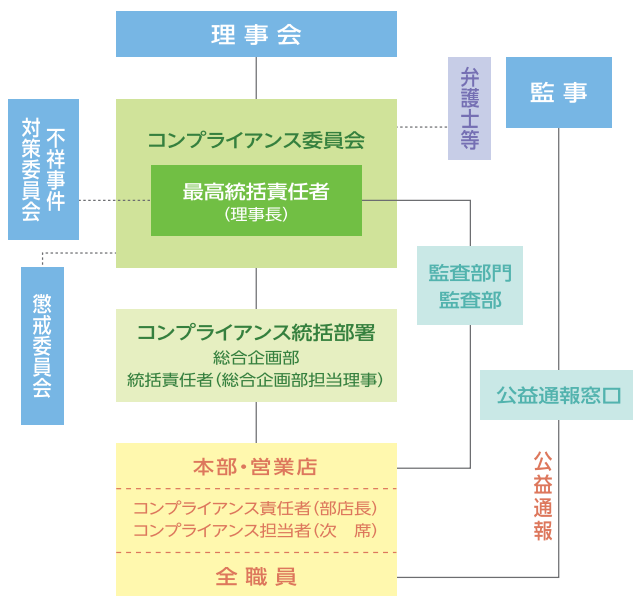
法令等を遵守し、誠実・公正・透明な業務の遂行に努めています

当金庫の役職員は、地元の皆さまからの信頼に応え、さらにその信頼の輪を広げるために、業務の遂行にあたっては“誠実に公正に透明な仕事をする”を最優先の理念としています。

こうした役職員一人ひとりの決意を徹底するために「法令等遵守管理規程」を定め、その具体的な行動基準であるコンプライアンス・マニュアルの役職員全員への浸透を図っております。

今後も、地域社会のお客さまからの揺るぎない信頼を得るために関係法令・社会規範・金庫内の規程等を遵守し、誠実に当金庫の業務を行うように、一層の教育・指導を徹底してまいります。

組織図



●コンプライアンス最高統括責任者

最高統括責任者である理事長は、金庫の業務に適用される法令等の内容を理解し、コンプライアンス状況を的確に認識し、適正な法令等遵守態勢を整備・確立するとともに金庫のコンプライアンスに関する責任を負います。

※公益通報とは

組織的または個人的な法令違反等に関する通報等に対して適正な処理の仕組みならびに通報者の保護を定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図ることを目的としています。

内部統制

内部管理基本方針

当金庫は、信用金庫法第36条5項5号ならびに同法施行規則第23条の規定に基づき、業務の健全性および適切性を確保するための基本方針として「内部管理基本方針」を定め、体制の整備と実効性の確保に努めています。

- ①理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ②理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ④理事の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
- ⑤監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- ⑥監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
- ⑦理事および職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- ⑧監事の職務の執行について生じる費用の前払いと償還の手続および債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑨その他監事の監査が実効的に行われることを確保する体制

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めこれを遵守します。

- ①反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- ②反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し迅速な問題解決に努めます。
- ③反社会的勢力に対し、資金提供および事実を隠蔽するための裏取引は行いません。
- ④反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築しています。
- ⑤反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

お客さまとのよりよい信頼関係のために 万全な経営体制を敷いています

金融の自由化や国際化、規制緩和の進展により、金融機関を取り巻く環境は大きく変化し、金融機関が業務運営を行っていくうえで直面するリスクは、従来に比べて格段に複雑化、多様化しています。

当金庫では、リスク管理の運営方針として「リスク管理方針」を策定し、風説の流布等の発生防止とリスク管理を重点課題と位置づけ、各種リスクを経営陣等で構成するリスク管理委員会で正確に把握し、適正にコントロールすることで金庫全体のリスクを統合的に管理する態勢の強化に努めています。

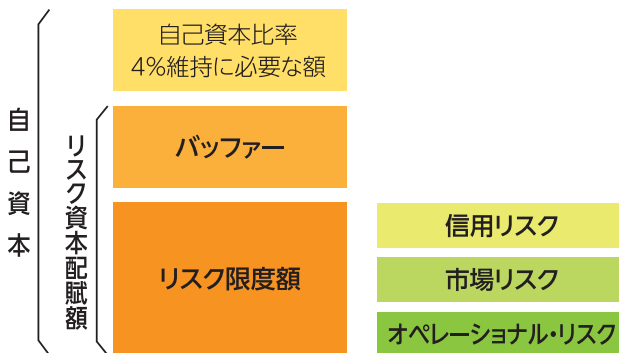
資本配賦と統合的リスク管理

当金庫は、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクの計量を行い、これを経営体力(自己資本)の範囲内にコントロールするリスク管理を実施しています。

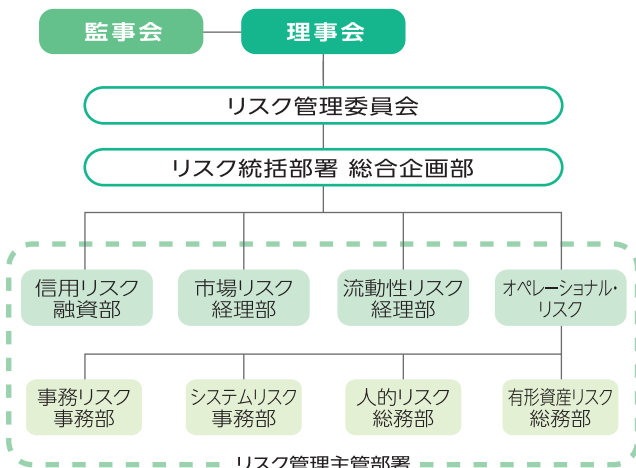
具体的には、当金庫の自己資本額から当金庫が自己資本比率4%を維持できる水準の自己資本額を算出し、これを除いた額をリスク資本配賦額とし、さらにこのリスク資本配賦額からバッファ*を除いた額を信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクの各部門に配賦し、各リスク相当額が、この配賦額を超過しないようコントロールしています。

※「バッファ」とは、予測不能なリスクの顕在化や、万一、想定外にリスクが増大した場合に備えた自己資本余力をいう。

■リスク種類別に資本を配賦しその範囲内でコントロール



■リスク管理体制 組織図



信用リスク管理

信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況の悪化等により、貸出金の元本や利息の回収が不能となることにより、当金庫が損失を被るリスクのことです。

当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、融資業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を定めて、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価は、取引の推進によるリスク分散の他、融資ポートフォリオ管理として資産査定による債務者区分別、業種別、さらには融資集中によるリスクの抑制のため大口融資先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しています。

また、信用格付を整備し、信用リスク管理システムを導入して信用リスク計量の高度化をすすめています。

以上、一連の信用リスク管理の状況についてはリスク管理委員会に報告する態勢を整備しています。

貸倒引当金は「資産査定実施基準」および「償却・引当基準」に基づき、資産査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、株式相場、為替相場等の変動により、当金庫の資産および負債の価値が変動し損失を被るリスクのことです。

当金庫では、市場リスクを金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに区分し、リスクの状況を毎月モニタリングして、算出したリスク量が、設定したリスク限度額の範囲内に収まるよう適切に管理しています。

組織的には、市場部門、事務管理部門、市場リスク管理部門を分離し、相互牽制を図るとともに、その状況についてはリスク管理委員会に報告する態勢を整備しています。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では、①事務リスク、②システムリスク、③人的リスク、④有形資産リスクに区分してリスクを管理しています。また、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕在化の未然防止および発生時の影響度の極小化に努めています。

- ①事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な事務に関する管理規程等の整備、それらを遵守することはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めています。
- ②システムリスク(コンピュータシステムの停止・障害・誤作動・不備・不正利用などによって損失を被るリスク)については、事務取扱要領に基づき管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めています。
- ③人的リスクについては、人事運営上の不公平・不公正・差別的行為の発生防止のため、定期的な人事ローテーションの実施、管理能力向上のための研修・教育を実施しています。
- ④有形資産リスクについては、金庫が保有する有形資産について、定期的に災害その他の事象から生じる危険性を調査し、修繕の必要性または処分等を含めた適切な管理に努めています。

以上、一連のオペレーショナル・リスク管理の状況についてはリスク管理委員会に報告する態勢を整備しています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出などにより資金繰りが悪化する資金繰りリスクと、市場の混乱などで通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる市場流動性リスクにより損失を被るリスクのことです。

当金庫では、財務内容等の充実により信頼性を高めるとともに、当金庫の評価等に対しては細心の注意を払い、お取引先の動向の十分な把握と管理を行い資金調達に万全を期しております。一方、資産の健全性および流動性を考慮して支払準備資産の充実に努め、資金繰り等においては必要十分な流動性資産の確保を図っています。

以上、一連の流動性リスク管理の状況についてはリスク管理委員会に報告する態勢を整備しています。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融リスク対策

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融とは、犯罪や不当な取引で得た資金を、正当な取引で得たように見せかけたり、多数の金融機関等を転々とさせることで、資金の出所をわからなくする行為や、テロの実行支援等を目的としてテロリストに資金を渡す行為を指します。この行為によって、当金庫の金融サービスが悪用され、わが国が制裁対象とする国・組織・個人や犯罪者に資金が渡り、更なる犯罪行為やテロ行為が助長されるリスクにさらされます。当金庫では、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止に向けた対策を経営上の課題の一つとして位置付け、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融防止方針」を定め、当金庫が直面するマネー・ローンダリング等に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減策を講じております。

お客さまへのお願い事項

お客さまのお取引内容、状況等に応じて、次のとおり追加でのご確認などの対応をさせていただく場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

- ①追加のご確認等のため、通常よりお手続きのお時間をいただく場合があります。
- ②特定の国に居住・所在している方等のお取引をされる場合は、資産・収入の状況等を従来とは異なる資料のご提示や質問への回答をお願いする場合があります。
- ③過去にご確認させていただいた、お客さまの氏名・住所・生年月日や、お取引の目的等を、信用金庫の窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。また、各種書面等のご提示をお願いする場合があります。
- ④資料のご提示や質問への回答に適切に対応いただけない場合、やむを得ず新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。また既にお取引いただいているお客さまにおかれましては、やむを得ずお取引を制限等させていただく場合があります。

お客さまの正当な利益の保護や 利便性の向上に取り組んでいます

顧客保護等管理方針

当金庫は、お客さまの自由な意思を尊重し、その資産、情報およびその他の利益を保護するため、法令等を遵守し利便性の向上に向けて、以下の事項を定め、お客さまの信頼に応えてまいります。

1. お客さまとの取引に際しましては、法令等に従って金融商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. お客さまからのご相談または苦情等につきましては、適切かつ十分に取り扱いします。
3. 障がいのあるお客さまに対し、その障がいを理由とする差別のない対応を行うことはもちろんのこと、社会的障壁の除去等合理的配慮の提供に努めます。
4. お客さまに関する情報につきましては、法令等に従って適切に取得し、安全に管理します。
5. お客さまとの取引に関連して金庫の業務を外部委託することにつきましては、お客さまの利益を守るため適切に外部委託先を管理します。
6. お客さまの利益が不当に害されるおそれがある取引につきましては、お客さまの利益保護を徹底し、取引の種類や管理する方法を定めるなど適切な利益相反管理を行います。
7. 金融円滑化に伴う貸付条件の変更等のご相談やお申込みについてのご説明、またはお断りさせていただく場合のご説明を適切かつ十分に行います。

この方針における「お客さま」とは、当金庫をご利用されている方およびご利用を予定される方をいいます。

また、お客さま保護の必要性のある業務は、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、募集など、お客さまと当金庫との間で行なわれる全ての取引に関する業務です。

○障がいのあるお客さま、高齢のお客さまによる当金庫の施設、サービス等の利用について、ご相談・お問い合わせがございましたら、当金庫本支店窓口または営業推進部までお申し出ください。

湖東信用金庫 営業推進部

住 所: 東近江市青葉町 1-1
受付時間: 9:00~17:00 (当金庫営業日)
受付媒体: 電話、手紙、面談、FAX、E-mail
T E L : 0120-123-123
F A X : 0748-23-5739
E-mail : info@kotoshin.co.jp

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は「金融商品取引法」、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」、「消費者契約法」等に基づき、金融商品の販売等に際しては次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫はお客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明を行います。
2. 金融商品の購入・選択は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫はお客さまに適正な判断をしていただくため、その商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心がけ、お客さまに対して事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう研修等を通じて従業員の知識の向上に努めます。
4. 店舗内での勧誘については、所定の営業時間内、訪問・電話による勧誘については、午前8時から午後9時までといたしております。但し、お客さまのご要望、又は事前にご了解をいただいている場合は除きます。
5. 金融商品の販売・勧誘等について、ご意見やお気づきの点等ございましたら、お近くの当金庫本支店の窓口までお問い合わせください。

サイバー犯罪・特殊詐欺などの 金融犯罪被害の防止対策

■サイバー犯罪被害防止対策

- セキュリティソフト「Rapport(ラポルト)」のご提供
インターネットバンキングをご利用のお客さまに無料で提供しております。
- ワンタイムパスワード等によるセキュリティ強化
随時セキュリティを強化し、増加する金融犯罪に対応しております。

■特殊詐欺等金融犯罪被害防止対策

- キャッシュカード振込限度額・利用限度額の引下げ
不正取引被害からお客さまの財産をお守りするため、70歳以上のお客さまを対象に、一日あたりのお振込限度額を設定しております。また、個人名義の普通預金等を対象に、ICキャッシュカードでの一日あたりの利用限度額を引き下げております。
- 預手プランの推奨
滋賀県警からの要請により、高齢のお客さまに対して、預金小切手での払い出しを推奨しております。
(預手プランは令和8年3月末をもって終了を予定しております)
- お客さまへの積極的な声掛け
金融犯罪防止のため、窓口にて高額な現金引き出しを希望されるお客さまに対し、声掛けを行っております。



当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要（金融ADR制度への対応）

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下、「苦情等」という。）を営業店または営業推進部で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえで、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公正にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または右記営業推進部へお申し出ください。
4. 当金庫のほか、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは右記営業推進部にご相談ください。
5. 滋賀弁護士会および東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という。）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、営業推進部または右記全国しんきん相談所へお申し出ください。

なお、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、「滋賀弁護士会、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫営業推進部」にお尋ねください。

湖東信用金庫 営業推進部

住 所：東近江市青葉町1-1
 受付時間：9：00～17：00（当金庫営業日）
 受付媒体：電話、手紙、面談、FAX、E-mail
 T E L：0120-160-455
 F A X：0748-23-5739
 E-mail：info@kotoshin.co.jp

※お客さまの個人情報や苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うため以外には利用しません。

全国しんきん相談所 （一般社団法人全国信用金庫協会）

1. 住 所：〒103-0028
東京都中央区八重洲1-3-7
2. 電話番号：03-3517-5825
3. 受 付 日：月～金
（祝日、12月31日～1月3日を除く）
時 間：9：00～17：00
4. 受付媒体：電話、手紙、面談

名 称	滋賀弁護士会 和解あっせんセンター	東京三弁護士会		
		東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	077-522-3238	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 時 間	月～金 （祝日、年末年始除く） 9:00～12:00 13:00～16:00	月～金 （祝日、年末年始除く） 9:30～12:00 13:00～16:00	月～金 （祝日、年末年始除く） 10:00～12:00 13:00～16:00	月～金 （祝日、年末年始除く） 9:30～12:00 13:00～17:00

※「顧客保護等管理方針」、「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」、「金融商品に係る勧誘方針」、「利益相反管理方針の概要」、「当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」は、店頭に掲示するほか、Webサイト（<https://www.shinkin.co.jp/kotoshin/>）でも公表しております。

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は株式組織の銀行などと異なり出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫は、会員数が約1万5千人であることから、総会の開催は事実上不可能なため、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算や取扱い業務の決定、理事、監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
 - 総代の定数は、70人以上90人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定数が定められております。
- ※ 令和7年3月31日現在の総代数は75人で、会員数は14,561人です。

(2) 総代の選任方法

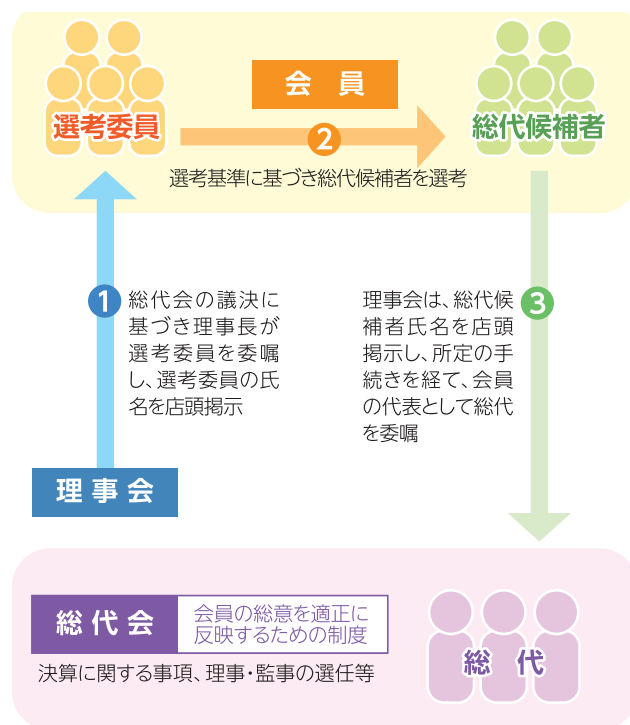
総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで、総代の選考は「総代候補者選考基準」(注)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する。
(異議があれば申し立てる)。

(注) 総代候補者選考基準

- ① 資格要件……当金庫の会員であること等
- ② 選考基準… ● 総代として相応しい見識を有している方
 - 良識を持って正しい判断ができる方
 - 人格に優れ、金庫理念・使命を十分理解している方
 - その他総代候補者選考委員が適格と認めた方



第77期通常総代会の決議事項

令和7年6月19日に開催されました第77期通常総代会において次の事項が付議され、各議案とも原案のとおり承認されました。



● 報告事項

「第77期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件」

● 決議事項

第1号議案 「第77期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)剰余金処分案承認の件」

第2号議案 「会員除名の件」(定款第15条第1項)

第3号議案 「所在不明の会員除名の件」(定款第15条第2項)

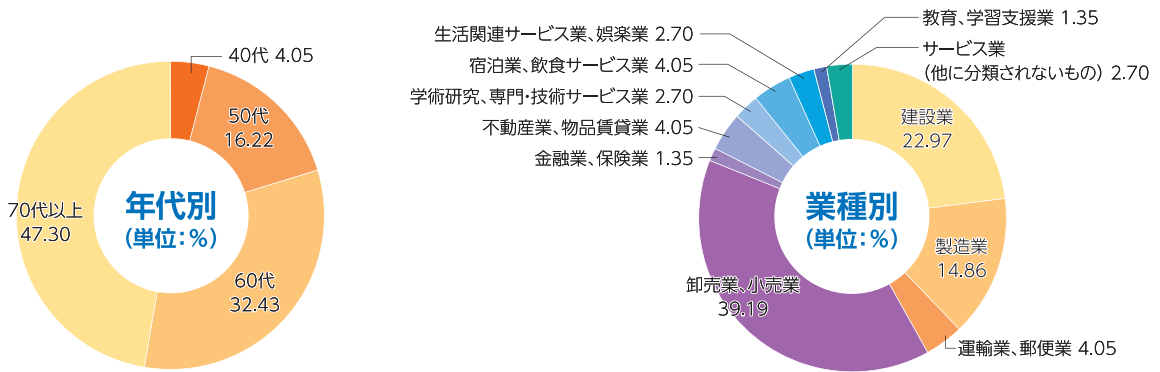
総代のご紹介

令和7年7月5日現在

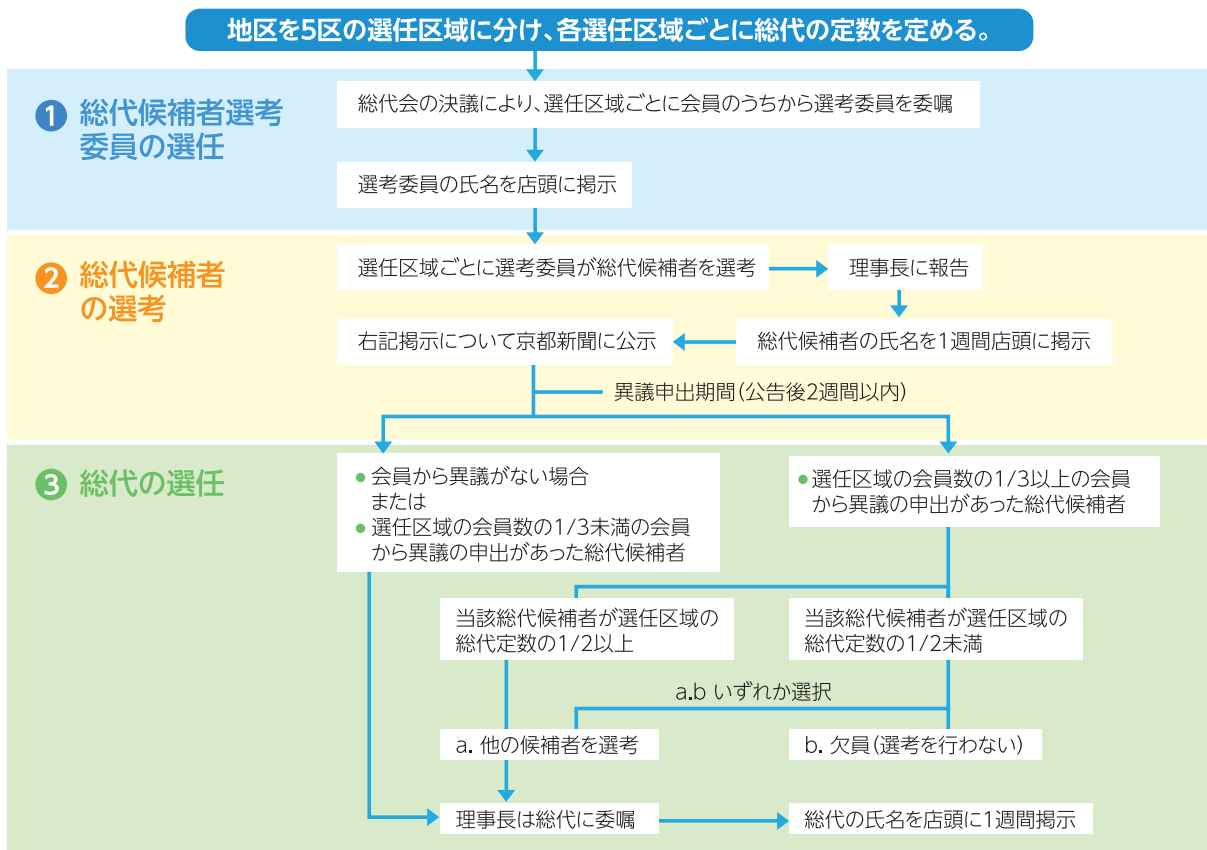
地区および選任区域	総代数	氏名【敬称略・順不同】、()内は就任回数※
第1区 蒲生郡日野町・東近江市(旧蒲生町)	13	石岡英明(4) 植田敏夫(4) 遠藤芳夫(4) 岡永治郎(4) 岡 幸一(4) 門谷英一(2) 杉浦貴子(2) 富田正夫(4) 福地滋夫(2) 藤崎晃史(2) 瀧本伸治(3) 小林耕次(2) 中江義晃(1)
第2区 東近江市(旧五個荘町、旧能登川町)	12	奥村忠男(4) 清水洋市(4) 善住慎一(4) 田邊長司(4) 辻野宜昭(3) 出路敏秀(4) 大橋史和(2) 森 一浩(3) 足立 剛(4) 大橋正康(2) 高田純範(4) 南万寿夫(3)
第3区 東近江市(旧永源寺町)	4	池田則之(4) 加藤 正(4) 久田茂一(4) 青地弘子(1)
第4区 甲賀市・湖南市・栗東市	13	大原正博(2) 秀熊順治(3) 土田仁志(2) 片岡久伸(3) 山中修治(4) 吉田惣一(4) 竹田幸夫(4) 松原修一(3) 奥村正雄(4) 高畑伊久夫(2) 能川三夫(4) 上杉恵一(1) 奥村裕二(1)
第5区 東近江市(旧八日市市、旧湖東町、旧愛東町)・近江八幡市・彦根市・長浜市・守山市・草津市・大津市・愛知郡・犬上郡・蒲生郡竜王町・野洲市・米原市・高島市	32	小島繁郎(4) 小林弘和(4) 堤 吉男(4) 向 春美(3) 中村成実(4) 西村圭司(4) 肥夏広人(4) 二橋省之(4) 堀 英昭(4) 村防勝公(4) 前田範夫(2) 山田隆弘(4) 山田 洋(4) 和田 進(4) 籠谷 昇(2) 渡辺一郎(4) 岩嶋益明(4) 平岩喜剛(2) 清水道治(2) 喜多良道(3) 高村 潔(4) 田中敏彦(4) 西澤大輔(4) 斉藤香一(2) 森 亘(4) 岡田義晶(3) 黄地常久(4) 滝田清一良(4) 外村善一(3) 廣田忠男(4) 西川博章(3) 児島多鶴子(1)

※信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づき、総代選任規程を一部改定し、総代の就任期間を定め、平成28年7月5日からの就任回数を表示しております。

【総代の属性等別構成比】 (令和7年7月5日現在) ※業種別構成比は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



総代が選任されるまでの手続きについて



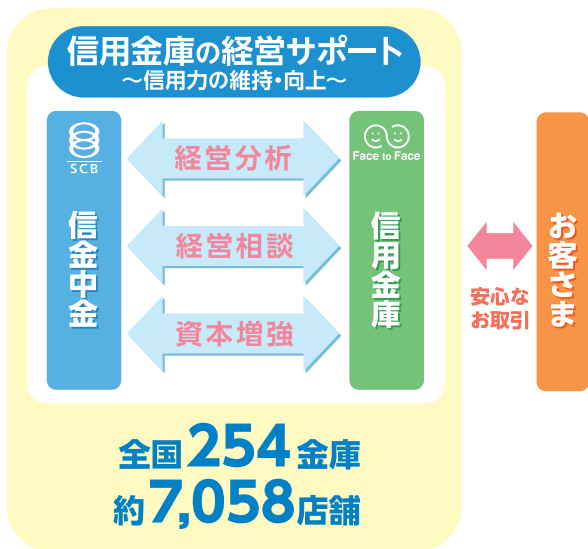
SCB 信金中央金庫 と 湖東信用金庫

信金中央金庫のネットワーク

信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として、1950年に設立されました。

信金中央金庫は、「信用金庫の中央金融機関としての役割」と「個別金融機関としての役割」を併せ持つ金融機関として、会員信用金庫と一体となって業務を行っています。

また、2000年に優先出資を東京証券取引所に上場しています。



※上記計数は令和7年3月末現在

信用金庫業界の中央金融機関としての役割

- 信用金庫の業務機能の補完
 - 各種金融商品の提供
 - 信用金庫のネットワークを活用した業務
 - 信用金庫の地域金融・中小企業金融等のサポート
 - 信用金庫の決済業務のサポート
- 信用金庫業界の信用力の維持・向上
 - 信用金庫業界内のセーフティネット（経営力強化制度等）の適時・適切な運営

個別金融機関としての役割

- 総合的な金融サービスを提供する金融機関
 - 金融機関の本来業務（預貸金業務、為替業務、金融債発行業務）
 - 金融機関の付随業務（公共債の引受け、私債の取扱い等）
 - 信託業務ならびに子会社を通じた個人ローン保証等の業務および周辺業務（証券、投資運用、M&A仲介等）
- 地域社会に貢献する金融機関
 - 地方公共団体、地元企業およびPFI事業等への直接貸出
 - 中小企業のライフステージに応じた各種支援
 - 商店街・温泉街等の活性化にかかるコンサルティング活動等
- わが国有数の機関投資家
 - 約34兆円にのぼる資金量

湖東信用金庫の主要な事業の内容

預金業務	(1) 預金積金 (2) 譲渡性預金	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金等を取り扱っております。 譲渡可能な預金を取り扱っております。
貸出業務	(1) 貸付 (2) 手形の割引 (3) でんさい割引	手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱っております。 商業手形の割引を取り扱っております。 電子記録債権の割引を取り扱っております。
為替業務	(1) 内国為替 (2) 外国為替	振込・代金取立および送金為替等を取り扱っております。 輸出・輸入および外国送金その他外国為替に関する業務を信金中央金庫を通じてご利用いただけます。
有価証券投資業務		預金の支払準備および資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
付帯業務	(1) 代理業務	① 日本銀行歳入代理店 ② 地方公共団体の公金取扱業務 ③ 信金中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫等の代理貸付業務 ④ 信託契約代理業務
	(2) 保護預りおよび貸金庫業務	
	(3) 債務の保証	
	(4) 公共債の引受	
	(5) 両替	
	(6) 国債等および投資信託等の窓口販売業務	
	(7) 保険商品の窓口販売業務	住宅ローンに係る長期火災保険、債務返済支援保険、個人年金保険、一時払終身保険、定期保険、学資保険、がん・医療保険・介護保険を取り扱っております。
	(8) 共済募集業務	日本フルハップ募集を行っております。
	(9) 企業等の合併・買収及び営業譲渡等に関する仲介並びに助言・指導	
	(10) 電子債権記録業に係る業務	

財務諸表

貸借対照表

資産の部

科 目	令和6年3月期	令和7年3月期
現 金	2,616,684	2,350,688
① 預 け 金	53,066,643	44,885,863
買 入 金 銭 債 権	375,667	49,239
金 銭 の 信 託	207,270	157,178
有 価 証 券	75,514,657	76,710,968
国 債	6,410,599	9,292,869
地 方 債	6,843,894	6,191,539
社 債	27,492,067	28,172,827
株 式	7,682	143,859
そ の 他 の 証 券	34,760,415	32,909,873
貸 出 金	92,607,547	94,665,387
割 引 手 形	197,018	98,486
手 形 貸 付	8,123,919	8,262,194
証 書 貸 付	82,128,653	84,124,177
当 座 貸 越	2,157,955	2,180,529
そ の 他 資 産	1,619,557	1,636,215
② 未 決 済 為 替 貸	69,452	55,271
信 金 中 金 出 資 金	1,219,900	1,219,900
③ 未 収 収 益	254,464	270,708
そ の 他 の 資 産	75,740	90,335
有 形 固 定 資 産	3,766,513	3,644,651
建 物	1,943,734	1,866,348
土 地	1,590,543	1,590,543
リ ー ス 資 産	—	—
建 設 仮 勘 定	—	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	232,234	187,759
無 形 固 定 資 産	58,148	52,594
ソ フ ト ウ ェ ア	47,469	42,259
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	10,678	10,334
前 払 年 金 費 用	114,736	156,521
④ 繰 延 税 金 資 産	194,680	199,011
⑤ 債 務 保 証 見 返	336,317	303,488
⑥ 貸 倒 引 当 金	△ 742,938	△ 869,428
(うち個別貸倒引当金)	△ 635,649	△ 741,789
資 産 の 部 合 計	229,735,486	223,942,380

負債および純資産の部

(単位:千円)

科 目	令和6年3月期	令和7年3月期
預 金 積 金	218,669,770	214,580,508
当 座 預 金	4,909,827	5,281,367
普 通 預 金	93,747,449	92,837,235
貯 蓄 預 金	2,991,927	3,026,866
通 知 預 金	15,927	15,927
定 期 預 金	110,724,509	107,342,519
定 期 積 金	5,640,914	4,917,912
そ の 他 の 預 金	639,214	1,158,680
借 用 金	646,001	604,344
借 入 金	646,001	604,344
そ の 他 負 債	528,504	576,690
⑦ 未 決 済 為 替 借	115,798	69,918
未 払 費 用	21,218	73,088
⑧ 給 付 補 填 備 金	1,166	1,031
⑨ 未 払 法 人 税 等	12,987	2,113
前 受 収 益	77,664	107,974
払 戻 未 済 金	14,967	10,446
払 戻 未 済 持 分	1,263	8,883
職 員 預 り 金	171,265	173,737
リ ー ス 債 務	—	—
資 産 除 去 債 務	66,112	67,161
そ の 他 の 負 債	46,060	62,334
賞 与 引 当 金	105,222	113,096
⑩ 退 職 給 付 引 当 金	—	—
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	176,074	105,208
偶 発 損 失 引 当 金	53,173	63,812
繰 延 税 金 負 債	—	—
⑪ 債 務 保 証	336,317	303,488
負 債 の 部 合 計	220,515,063	216,347,147
出 資 金	646,998	641,218
普 通 出 資 金	646,998	641,218
⑫ 利 益 剰 余 金	11,228,433	11,303,643
利 益 準 備 金	649,968	646,998
そ の 他 利 益 剰 余 金	10,578,464	10,656,645
特 別 積 立 金	9,231,000	9,431,000
⑬ 当 期 未 処 分 剰 余 金	1,347,464	1,225,645
処 分 未 済 持 分	—	—
会 員 勘 定 合 計	11,875,431	11,944,861
⑭ その他有価証券評価差額金	△ 2,655,008	△ 4,349,628
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 2,655,008	△ 4,349,628
純 資 産 の 部 合 計	9,220,422	7,595,232
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	229,735,486	223,942,380

① 預け金

当金庫が他の金融機関に預け入れている預金で、信金中央金庫を主な預け先としています。

② 未決済為替貸

他の金融機関からの振込みなどをお客さまの口座へ振り替えたときなどに、相手金融機関から受取るまでの間、一時的に立替え払いする科目です。

③ 未収収益

決算により計上した、貸出金や有価証券などの未収利息などを計上する科目です。

④ 繰延税金資産

金融機関が不良債権の処理に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。会計上の費用(または収益)と税法上の損金(または益金)の認識は時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じる科目です。

⑤ 債務保証見返

お取引先の債務を保証した場合などに、そのお取引先に対する求償権をあらわしたものです。負債の債務保証と同額です。

⑥ 貸倒引当金

貸出金などに対して将来見込まれる貸倒損失などに備え、あらかじめ積立てたものです。

⑦ 未決済為替借

お客さまから振り込み依頼を受けた時などに、相手金融機関に支払うまでの間、一時的にお預かりしている科目です。

⑧ 給付補填備金

定期積金の期末までに発生した給付補填金の所要額(未払利息相当額)を留保しているものです。預金の未払利息に相当します。

⑨ 未払法人税等

期末において計算した当期の法人税・住民税・事業税を、納付するまでの間留保しておく科目です。

⑩ 退職給付引当金

職員の将来の退職金の支払いに備え、外部の会社などに積み立てているもの以外に別途積み立てている科目です。

⑪ 債務保証

お取引先の債務の保証や、信金中央金庫などの代理貸付に伴って行われる保証など、当金庫が債務者に対して負っている保証債務です。

⑫ 利益剰余金

毎期の利益の積立金です。

⑬ 当期末処分剰余金

総代会で剰余金の処分が決定するまでの間、「当期純利益」と「繰越金」などを合算して表示する科目です。

⑭ その他有価証券評価差額金

有価証券のうち「その他有価証券」の評価差額金です。

損益計算書

(単位:千円)

科 目	自令和5年 4月 1日～ 至令和6年 3月31日	自令和6年 4月 1日～ 至令和7年 3月31日
経 常 収 益	2,516,433	2,737,392
⑮ 資 金 運 用 収 益	1,999,128	2,287,024
貸 出 金 利 息	1,405,244	1,426,712
預 け 金 利 息	109,064	180,345
有価証券利息配当金	459,143	655,049
そ の 他 の 受 入 利 息	25,675	24,916
⑯ 役 務 取 引 等 収 益	306,010	297,011
受 入 為 替 手 数 料	82,584	83,417
そ の 他 の 役 務 収 益	223,426	213,594
そ の 他 業 務 収 益	105,075	73,387
外 国 為 替 売 買 益	—	—
国 債 等 債 券 売 却 益	65,594	44,812
そ の 他 の 業 務 収 益	39,480	28,575
そ の 他 経 常 収 益	106,218	79,968
⑰ 貸 倒 引 当 金 戻 入 益	71,435	—
償 却 債 権 取 立 益	9,059	69,141
株 式 等 売 却 益	16,677	1,776
金 銭 の 信 託 運 用 益	7,075	8,880
そ の 他 の 経 常 収 益	1,969	170
経 常 費 用	2,239,900	2,650,600
⑱ 資 金 調 達 費 用	27,322	136,538
預 金 利 息	19,869	129,412
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	672	711
借 用 金 利 息	5,902	5,558
そ の 他 の 支 払 利 息	877	856
役 務 取 引 等 費 用	166,011	167,242
支 払 為 替 手 数 料	23,217	23,596
そ の 他 の 役 務 費 用	142,794	143,645
そ の 他 業 務 費 用	63,043	95,731
外 国 為 替 売 買 損	—	—
国 債 等 債 券 売 却 損	61,254	94,207
国 債 等 債 券 償 却	—	—
そ の 他 の 業 務 費 用	1,788	1,524
経 費	1,925,284	2,018,305
人 件 費	1,181,351	1,231,522
物 件 費	655,377	699,756
税 金	88,555	87,026
そ の 他 経 常 費 用	58,238	232,782
⑲ 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	131,788
⑲ 貸 出 金 償 却	38,331	64,133
株 式 等 売 却 損	—	—
株 式 等 償 却	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—
そ の 他 資 産 償 却	—	—
そ の 他 の 経 常 費 用	19,907	36,860
経 常 利 益	276,532	86,792

⑮資金運用収益

貸出金や有価証券の利息など、資金を運用して得た利息収益です。金融機関の収益のなかで最大のものです。

⑯役務取引等収益

振込手数料や公共債・投資信託の窓販に伴う手数料など、お客さまにサービスを提供することなどにより受け入れた収益です。

⑰償却債権取立益

貸倒れとして既に償却した貸出金などを回収したものです。

⑱資金調達費用

資金を調達するために支払った費用です。お客さまに対して支払った預金利息が大部分を占めます。

⑲貸出金償却

回収見込みのない貸出金などを貸倒れ処理したものです。貸出金を直接減価するため、「直接償却」と呼ばれています。

⑳法人税等調整額

税効果会計の適用により、当期に発生した税金の調整額です。繰延税金資産（その他有価証券の評価差額に係るものを除く）の前期と当期との差額にあたります。

(単位:千円)

科 目	自令和5年 4月 1日～ 至令和6年 3月31日	自令和6年 4月 1日～ 至令和7年 3月31日
特 別 利 益	17	—
固定資産処分益	17	—
その他の特別利益	—	—
特 別 損 失	3,426	1,868
固定資産処分損	3,426	1,868
減 損 損 失	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	273,123	84,923
法人税、住民税及び事業税	31,761	1,216
⑳ 法人税等調整額	△ 24,022	△ 4,331
法人税等合計	7,738	△ 3,114
当期純利益	265,385	88,038
繰越金(当期首残高)	1,082,079	1,137,607
当期末処分剰余金	1,347,464	1,225,645

[注記]

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額は68円25銭であります。

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年3月期	令和7年3月期
当期末処分剰余金	1,347,464	1,225,645
繰越金(当期首残高)	1,082,079	1,137,607
当期純利益	265,385	88,038
利益準備金限度超過取崩額	2,970	5,779
剰余金処分額	212,828	62,787
利益準備金	—	—
出資に対する配当金	12,828	12,787
特別積立金	200,000	50,000
繰越金(当期末残高)	1,137,607	1,168,637

会計監査人による監査

令和5年度および令和6年度の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書については、信用金庫法第38条の2第3項の規定にもとづき、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記計算書類にもとづき、記載内容を一部追加・変更して作成しております。

代表者の確認

令和5年度および令和6年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和7年6月19日

湖東信用金庫
理事長

矢島 之貴

【注記】

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については、原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物 20年~50年
 その他 3年~20年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。
 上記以外の貸出条件に問題がある債務者、履行条件に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者(以下、「要注意先」という)のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は3年間又は1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の長期的な視点も踏まえた過去の平均値に、将来の見込等を勘案して損失率を求め、算定しております。
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施して当該部署から独立した監査部資産査定課が査定結果を監査しております。
 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は425百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の数理債務を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。
 貸倒引当金 869百万円
 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として、8.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額2,836百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部または一部について保証している

ものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借または賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	220百万円
危険債権額	4,496百万円
三月以上延滞債権額	44百万円
貸出条件緩和債権額	40百万円
合計額	4,802百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債権者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ローン・パーティシペーションで、移管指針第1号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(令和6年7月1日)に基づいて参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は52百万円であります。

- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は98百万円であります。

- 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 有価証券 2,029百万円
 預け金 2,000百万円
 担保資産に対応する債務
 預金 32百万円
 借入金 464百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として預け金5,000百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金5百万円が含まれております。

- 出資1口当たりの純資産額は5,922円49銭であります。
- 金融商品の状況に関する事項は次のとおりであります。
 (1)金融商品に対する取組方針
 当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理をしております。

- 金融商品の内容及びそのリスク
 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式等であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されており、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- 金融商品に係るリスク管理体制
 ①信用リスクの管理
 当金庫は、リスク管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣等によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経理部において、格付情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- 市場リスクの管理
 (i)金利リスクの管理
 当金庫は、VaRによって金利の変動リスクを管理しております。市場リスクに関する規程及び要領において、リスク管理方法や

手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたリスク管理に関する方針に基づき、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理方針に基づき、理事会等の監督の下、余資運用規程等に依り行われております。このうち、経理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、保有限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、市場環境や株価状況などをモニタリングしています。これらの情報は総合企画部を通じ、リスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、有価証券、貸出金、預け金、預金積金、借入金の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫全体の市場リスク量として使用しているVaRの算定にあたっては、分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年)を採用しています。

令和7年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で4,275万円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の金利変動や価格変動によって算出される経済的価値の下落を比較するバックテストを実施しております。令和6年度に関しては、損失がVaR値を超過するケースがありました。そのため、当金庫においては、VaR値の補正を保守的に実施しております。

上記の通り、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、資金繰り管理や流動性リスク管理を通して、適時に資金管理を行い資金ギャップの把握等の調整などを行うことにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

21. 金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格の無い株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預 け 金	44,885	45,395	510
(2) 有 価 証 券	76,703	76,332	△371
満期保有目的の債券	5,760	5,389	△371
その他有価証券	70,942	70,942	-
(3) 貸出金(*1)	94,665		
貸倒引当金(*2)	△869		
	93,796	93,744	△51
金 融 資 産 計	215,385	215,473	87
(1) 預 金 積 金	214,580	214,542	△38
(2) 借 用 金	604	566	△37
金 融 負 債 計	215,184	215,108	△76

(*1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額の時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれています。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については22.から24.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)としております。
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額としております。
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を新規実行レートで割り引いた価額としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金のうち固定金利によるもの時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。定期預金のうち変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	7
信 金 中 金 出 資 金 (*)	1,219
そ の 他 出 資 金	1

(*) 非上場株式等については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 け 金	7,000	17,000	2,000	3,800
有 価 証 券	4,299	31,522	18,534	19,922
満期保有目的の債券	0	1,897	3,060	802
その他有価証券のうち満期があるもの	4,299	29,625	15,474	19,120
貸 出 金 (*)	19,003	30,810	21,240	20,386
合 計	30,303	79,333	41,775	44,109

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	55,391	54,270	5	927
借 用 金	47	159	63	333
合 計	55,439	54,430	68	1,260

(*) 預金積金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

22. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	199	200	0
	地 方 債	-	-	-
	社 債	-	-	-
	そ の 他	-	-	-
	小 計	199	200	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	609	568	△40
	地 方 債	1,452	1,383	△69
	社 債	-	-	-
	そ の 他	3,499	3,237	△261
	小 計	5,561	5,189	△371
合 計		5,760	5,389	△371

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	63	51	11
	債 券	400	400	0
	国 債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社 債	400	400	0
	そ の 他	4,885	4,681	203
	投資信託	2,958	2,778	180
	外国証券	1,921	1,900	21
	その他証券	5	3	2
	小 計	5,349	5,133	216
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	72	77	△5
	債 券	40,995	43,804	△2,809
	国 債	8,484	9,903	△1,419
	地方債	4,738	5,032	△293
	社 債	27,772	28,868	△1,096
	そ の 他	24,525	26,276	△1,751
	投資信託	2,563	2,897	△334
	外国証券	21,961	23,378	△1,416
	その他証券	-	-	-
	小 計	65,592	70,158	△4,565
合 計	70,942	75,292	△4,349	

(注)市場価格のない株式等に含まれる非上場株式(貸借対照表計上額7百万円)については、上表の「その他有価証券」に含めておりません。

23. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	18	1	-
債 券	303	-	94
国 債	248	-	49
地方債	-	-	-
社 債	55	-	45
そ の 他	1,582	55	217
合 計	1,903	57	311

24. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

25. 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	157	83

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は7,287百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが3,721百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 退職給付に関する事項

(1) 採用している退職給付制度の概要

当金庫は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。

このほか、当金庫は複数事業主(信用金庫等)により設立された全国信用金庫厚生年金基金に加入しております。

(2) 確定給付企業年金制度について

①退職給付債務に関する事項

退職給付債務	690百万円
年金資産残高	847
前払年金費用	△156

(注)簡便法により計算しております。

②退職給付費用 31百万円

(3) 全国信用金庫厚生年金基金への加入部分について

当金庫は全国信用金庫厚生年金基金に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)

年金資産の額	1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額	1,853,684百万円
差引額	△21,384百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和6年3月31日現在)

0.1645%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却です。当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金30百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

28. 税効果会計に関する事項は、次のとおりであります。

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	50百万円
貸倒引当金	321
賞与引当金	31
固定資産減価償却損金算入限度超過額	2
固定資産減損損失	24
資産除去債務	19
その他有価証券評価差額金	1,230
その他	78
繰延税金資産小計	1,757
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,508
評価性引当額小計	△1,508
繰延税金資産合計	248
繰延税金負債	
有形固定資産(除去費用)	6
前払年金費用	43
繰延税金負債合計	49
繰延税金資産の純額	199百万円

損益計算書

【注記】

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額は68円25銭であります。

最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位:利益は千円、残高は百万円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利益	経常収益	2,808,099	2,680,691	2,504,593	2,516,433	2,737,392
	業務純益	387,732	425,510	272,722	248,476	242,467
	経常利益	300,285	231,972	304,178	276,532	86,792
	当期純利益	218,406	147,235	240,206	265,385	88,038
残高	純資産額	11,469	10,617	8,680	9,220	7,595
	総資産額	231,709	241,224	228,297	229,399	223,638
	預金積金残高	217,463	216,548	217,259	218,669	214,580
	貸出金残高	96,802	95,270	93,435	92,607	94,665
高	有価証券残高	80,712	77,818	76,943	75,514	76,710
	単体自己資本比率(%)	12.07	12.30	12.61	12.89	13.57
	出資総額(百万円)	617	610	649	646	641
	出資総口数(口)	1,235,470	1,221,878	1,299,937	1,295,916	1,289,783
出資に対する配当金(千円) (出資一口当たり)		12,257 (10円)	12,140 (10円)	12,470 (10円)	12,828 (10円)	12,787 (10円)
役員数(人)		12	12	12	12	12
うち常勤役員数		8	8	8	8	9
職員数(人)		171	166	163	175	181
会員数(人)		15,755	15,634	15,425	14,831	14,561

(注) 1. 残高計数は期末残高であり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。
2. 「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	1,971,836	2,150,598
資金運用収益	1,999,128	2,287,024
資金調達費用	27,322	136,538
役務取引等収支	139,998	129,769
役務取引等収益	306,010	297,011
役務取引等費用	166,011	167,242
その他業務収支	42,032	△ 22,344
その他業務収益	105,075	73,387
その他業務費用	63,043	95,731
業務粗利益	2,153,867	2,258,023
業務粗利益率	0.95%	0.99%

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

利益率

	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.11%	0.03%
総資産当期純利益率	0.11%	0.03%

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

業務純益

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
業務純益	248,476	242,467
実質業務純益	248,476	262,818
コア業務純益	244,136	312,213
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	608,636	519,253

(注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

利鞘

区分	令和5年度	令和6年度
資金運用利回り	0.88%	1.01%
資金調達原価率	0.87%	0.96%
総資金利鞘	0.01%	0.05%

(注) 1. 資金運用利回り = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$
2. 資金調達原価率 = $\frac{\text{資金調達費用} - \text{金銭の信託運用見合費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$

■資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
資金運用勘定	225,264	226,175	1,999,128	2,287,024	0.88%	1.01%
うち貸出金	92,682	91,040	1,405,244	1,426,712	1.51%	1.56%
うち預け金	50,786	54,543	109,064	180,345	0.21%	0.33%
うち有価証券	80,460	79,059	459,143	655,049	0.57%	0.82%
資金調達勘定	221,332	219,981	27,322	136,538	0.01%	0.06%
うち預金積金	220,607	219,372	20,541	130,123	0.00%	0.05%
うち借入金	850	624	5,902	5,558	0.69%	0.89%

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和5年度938百万円、令和6年度85百万円)を控除して表示しております。

■受取・支払利息の増減

(単位:千円)

	令和5年度			令和6年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 7,551	△ 20,096	△ 27,647	△ 24,645	313,300	288,655
うち貸出金	△ 13,104	49,397	36,293	△ 25,726	47,194	21,468
うち預け金	5,396	12,099	17,495	12,688	58,593	71,281
うち有価証券	157	△ 81,592	△ 81,435	△ 11,607	207,513	195,906
支払利息	△ 32,232	21,073	△ 11,159	△ 2,743	111,981	109,238
うち預金積金	9	△ 10,838	△ 10,829	△ 732	110,314	109,582
うち借入金	△ 32,241	31,911	△ 330	△ 2,011	1,667	△ 344

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減に含めて記載しております。

預金に関する指標

■預金積金及び譲渡性預金平均残高 (単位:百万円)

区分	令和5年度	令和6年度
	残高	残高
流動性預金	98,829	101,643
うち有利息預金	94,339	94,085
定期性預金	121,174	117,095
うち固定金利定期預金	115,198	107,155
うち変動金利定期預金	138	186
その他	603	633
計	220,607	219,372
譲渡性預金	—	—
合計	220,607	219,372

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金＋納税準備預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金
 3. その他の預金＝別段預金

■定期預金残高 (単位:百万円)

区分	令和5年度	令和6年度
	残高	残高
定期預金	113,066	107,342
固定金利定期預金	112,915	107,156
変動金利定期預金	151	186
その他	—	—

貸出金等に関する指標

貸出金平均残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
手形貸付	7,650	7,877
証書貸付	82,932	80,985
当座貸越	1,939	2,023
割引手形	160	154
合計	92,682	91,040

貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
当金庫預金積金	717	720
有価証券	34	37
動産	—	—
不動産	11,261	11,125
その他	200	150
計	12,213	12,034
信用保証協会・信用保険	33,798	33,849
保証	8,301	7,949
信用	38,293	40,832
合計	92,607	94,665

貸出金残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
貸出金	92,607	94,665
うち変動金利	37,200	37,341
うち固定金利	55,407	57,324

債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
当金庫預金積金	19	18
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	34	27
その他	—	—
計	53	46
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	32	26
信用	250	230
合計	336	303

貸出金使途別残高

(単位:百万円)

項目	令和5年度		令和6年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	42,551	45.94%	43,198	45.63%
運転資金	50,055	54.05%	51,466	54.37%
合計	92,607	100.00%	94,665	100.00%

預貸率

	令和5年度	令和6年度
期末預貸率	42.35%	44.11%
期中平均預貸率	42.01%	41.50%

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

貸出金償却

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
償却額	38,331	64,133

貸出金業種別内訳

(単位:百万円)

業種区分	令和5年度			令和6年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	182	5,238	5.65%	181	4,912	5.18%
農業、林業	23	248	0.26%	21	171	0.18%
漁業	1	5	0.00%	1	7	0.00%
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	1	3	0.00%
建設業	457	8,512	9.19%	464	8,440	8.91%
電気・ガス・熱供給・水道業	13	372	0.40%	10	322	0.34%
情報通信業	8	663	0.71%	5	615	0.64%
運輸業、郵便業	46	3,140	3.39%	52	3,272	3.45%
卸売業、小売業	288	6,518	7.03%	296	6,532	6.90%
金融業、保険業	17	7,721	8.33%	18	9,021	9.52%
不動産業	197	12,087	13.05%	194	11,345	11.98%
物品賃貸業	3	24	0.02%	3	47	0.04%
学術研究・専門・技術サービス業	5	361	0.38%	8	378	0.39%
宿泊業	8	1,264	1.36%	9	1,224	1.29%
飲食業	123	1,583	1.70%	119	1,457	1.53%
生活関連サービス業、娯楽業	93	1,926	2.07%	96	1,850	1.95%
教育、学習支援業	8	194	0.20%	8	155	0.16%
医療、福祉	53	2,276	2.45%	58	2,340	2.47%
その他のサービス	242	3,391	3.66%	247	3,549	3.74%
小計	1,767	55,530	59.96%	1,791	55,648	58.78%
地方公共団体	10	12,515	13.51%	10	14,421	15.23%
個人(住宅・消費・納税資金等)	4,122	24,561	26.52%	4,035	24,595	25.98%
合計	5,899	92,607	100.00%	5,836	94,665	100.00%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

有価証券等に関する指標

ア. 商品有価証券平均残高

商品有価証券については取り扱いございません。

イ. 有価証券の残存期間別残高

令和5年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	—	—	—	—	—	6,410	—	6,410
地方債	350	980	1,593	788	2,958	173	—	6,843
社債	4,207	3,203	8,410	3,079	2,909	5,385	296	27,492
株式	—	—	—	—	—	—	7	7
外国証券	999	5,183	7,367	2,068	2,151	7,242	3,201	28,214
その他の証券	—	2,733	88	259	92	208	3,163	6,545

令和6年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	—	—	1,589	—	2,129	5,573	—	9,292
地方債	398	1,256	1,202	1,358	1,819	156	—	6,191
社債	798	9,403	5,202	3,048	4,353	5,071	295	28,172
株式	—	—	—	—	—	—	143	143
外国証券	1,797	6,320	5,889	2,318	1,563	6,028	3,464	27,382
その他の証券	1,180	486	94	701	—	—	3,063	5,527

ウ. 有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
国債	7,085	8,115
地方債	6,982	6,546
社債	27,722	28,453
株式	19	61
外国証券	29,782	28,926
その他の証券	8,868	6,956
合計	80,460	79,059

■ 預証率

区分	令和5年度	令和6年度
期末預証率	34.53	35.74
期中平均預証率	36.47	36.03

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

■ 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

種類	令和5年度			令和6年度			
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額	
計上額が貸借対照表の時価を超えるもの	債券	127	128	0	199	200	0
	国債	—	—	—	199	200	0
	地方債	127	128	0	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	200	200	0	—	—	—
	外国証券	200	200	0	—	—	—
	小計	327	328	0	199	200	0
計上額が貸借対照表の時価を超えないもの	債券	1,579	1,545	△ 33	2,062	1,952	△ 110
	国債	202	199	△ 3	609	568	△ 40
	地方債	1,376	1,345	△ 30	1,452	1,383	△ 69
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	3,219	3,073	△ 146	3,499	3,237	△ 261
	外国証券	3,219	3,073	△ 146	3,499	3,237	△ 261
	小計	4,798	4,618	△ 180	5,561	5,189	△ 371
合計	5,126	4,947	△ 179	5,760	5,389	△ 371	

■ 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
非上場株式	7	7
組合出資金	—	—
合計	7	7

■ 金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
金銭の信託	157	83

■ その他有価証券

(単位:百万円)

種類	令和5年度			令和6年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	63	51	11
	債券	8,680	8,649	31	400	400	0
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	852	849	2	—	—	—
	社債	7,828	7,799	29	400	400	0
	その他	8,281	8,019	262	4,885	4,681	203
	投資信託	2,564	2,403	161	2,958	2,778	180
	外国証券	5,710	5,612	97	1,921	1,900	21
	其他証券	6	3	3	5	3	2
	小計	16,962	16,668	294	5,349	5,133	216
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	72	77	△ 5
	債券	30,358	31,798	△ 1,439	40,995	43,804	△ 2,809
	国債	6,207	7,013	△ 806	8,484	9,903	△ 1,419
	地方債	4,487	4,609	△ 121	4,738	5,032	△ 293
	社債	19,663	20,175	△ 511	27,772	28,868	△ 1,096
	その他	23,058	24,568	△ 1,509	24,525	26,276	△ 1,751
	投資信託	3,973	4,499	△ 526	2,563	2,897	△ 334
	外国証券	19,085	20,068	△ 983	21,961	23,378	△ 1,416
	其他証券	—	—	—	—	—	—
	小計	53,417	56,367	△ 2,949	65,592	70,158	△ 4,565
合計	70,380	73,035	△ 2,655	70,942	75,292	△ 4,349	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金(貸借対照表計上額7百万円)については、上表の「その他有価証券」に含めておりません。

■ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引

上記の取引については、該当する取引はありません。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

債権の区分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a - c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和5年度	303	303	269	34	100.00	100.00
	令和6年度	220	220	209	11	100.00	100.00
危険債権	令和5年度	3,926	3,654	3,053	601	93.09	68.91
	令和6年度	4,496	4,096	3,366	729	91.10	64.60
要管理債権	令和5年度	136	90	85	4	66.19	9.31
	令和6年度	84	51	49	2	61.18	5.93
三月以上 延滞債権	令和5年度	84	78	78	0	92.90	9.31
	令和6年度	44	44	44	0	100.00	0.00
貸出条件 緩和債権	令和5年度	51	11	7	4	22.58	9.31
	令和6年度	40	7	5	2	19.20	5.93
小計(A)	令和5年度	4,366	4,048	3,408	640	92.73	66.87
	令和6年度	4,802	4,369	3,625	743	90.99	63.22
正常債権(B)	令和5年度	88,636					
	令和6年度	90,210					
総与信残高 (A) + (B)	令和5年度	93,002					
	令和6年度	95,012					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額(c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金(d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。

「自己資本の充実の状況」(自己資本比率規制・バーゼルⅢの第3の柱)

(1) 自己資本の構成に関する事項 単体自己資本比率

(単位:百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	11,862	11,932
うち、出資金及び資本剰余金の額	646	641
うち、利益剰余金の額	11,228	11,303
うち、外部流出予定額(△)	12	12
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	107	127
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	107	127
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行させた資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	11,969	12,059
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	58	52
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額の合計額	58	52
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	50
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	114	156
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	172	259
自己資本		
自己資本の額[(イ) - (ロ)] (ハ)	11,797	11,800
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	87,039	83,361
資産(オン・バランス)項目	86,676	82,673
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
オフ・バランス取引等項目	283	505
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	80	181
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	0	0
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,454	3,569
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	91,494	86,930
自己資本比率		
自己資本比率((ハ) / (ニ))	12.89%	13.57%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

当金庫は、これまで内部留保による資本の積上げ等を行なうことにより自己資本を充実させた結果、自己資本比率は国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを行い充実を図ってまいります。

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	87,039	3,481	83,361	3,334
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	81,479	3,259	77,886	3,115
外国の中央政府及び中央銀行向け	961	38	973	38
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	20	0
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	60	2	60	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	13,431	537	15,600	624
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	1,923	76
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	28,676	1,147	24,785	991
中小企業等向け及び個人向け	15,622	624	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	5,164	206
トランザクター向け	—	—	126	5
抵当権付住宅ローン	1,958	78	—	—
不動産取得等事業向け	10,235	409	—	—
不動産関連向け	—	—	15,061	602
自己居住用不動産等向け	—	—	7,027	281
賃貸用不動産向け	—	—	2,994	119
事業用不動産関連向け	—	—	4,708	188
その他不動産関連向け	—	—	331	13
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	4,013	160
三月以上延滞等	433	17	—	—
延滞等向け	—	—	2,807	112
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	244	9
取立未済手形	13	0	11	0
信用保証協会等による保証付	430	17	691	27
出資等	14	0	—	—
出資等のエクスポージャー	14	0	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株式等	—	—	143	5
上記以外	9,639	385	8,309	332
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	3,006	120	2,759	110
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,288	51	1,288	51
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	486	19	371	14
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	150	6
上記以外のエクスポージャー	4,852	194	3,739	149
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	5,480	219	5,292	211
ルック・スルー方式	5,480	219	5,292	211
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額(簡便法)	80	3	181	7
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を八パーセントで除して得た額	4,454	178	3,569	142
BI	—	—	2,379	95
BIC	—	—	285	11
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	91,494	3,659	86,930	3,477

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「外国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーの事です。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーの事です。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています(令和5年度計数)。

6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。

8. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

① 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 <地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上 延滞エク スポージャー	延滞エク スポージャー
		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債券			
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
国	内	199,420	200,689	154,845	151,722	44,575	48,966	562	4,630
国	外	23,187	22,584	68	68	23,118	22,516	—	0
地域別合計		222,608	223,273	154,914	151,791	67,694	71,482	562	4,630
製造業		13,515	13,492	5,794	5,293	7,720	8,199	3	425
農業、林業		310	230	310	230	—	—	4	—
漁業		5	7	5	7	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	3	—	3	—	—	—	—
建設業		10,950	11,396	10,350	10,396	600	1,000	98	598
電気・ガス・熱供給・水道業		12,434	11,831	436	436	11,997	11,395	—	—
情報通信業		2,347	2,177	747	677	1,600	1,500	0	0
運輸業、郵便業		5,172	5,299	3,273	3,400	1,899	1,899	—	556
卸売業、小売業		9,556	10,286	6,956	7,086	2,600	3,200	19	555
金融業、保険業		82,941	75,801	62,223	55,385	20,718	20,415	—	—
不動産業		14,169	13,629	12,370	11,634	1,798	1,995	95	554
物品賃貸業		24	48	24	48	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		409	446	409	446	—	—	—	—
宿泊業		1,282	1,241	1,282	1,241	—	—	—	618
飲食業		1,977	1,890	1,977	1,890	—	—	47	281
生活関連サービス業、娯楽業		2,399	2,385	2,399	2,385	—	—	2	120
教育、学習支援業		194	157	194	157	—	—	—	—
医療、福祉		2,534	2,614	2,534	2,614	—	—	—	111
その他のサービス		4,127	4,145	3,927	4,045	200	100	183	414
国・地方公共団体等		31,213	36,287	12,653	14,510	18,560	21,777	—	—
個人		20,189	23,648	20,189	23,648	—	—	106	394
その他		6,851	6,250	6,851	6,250	—	—	—	—
業種別合計		222,608	223,273	154,914	151,791	67,694	71,482	562	4,630
1年以下		25,389	22,922	20,039	19,922	5,349	2,999	—	—
1年超3年以下		25,528	30,748	16,515	14,311	9,012	16,436	—	—
3年超5年以下		32,177	31,860	15,264	17,475	16,912	14,385	—	—
5年超7年以下		21,294	20,267	14,751	13,124	6,543	7,142	—	—
7年超10年以下		23,884	29,907	15,434	19,313	8,450	10,594	—	—
10年超		64,233	60,841	43,109	41,220	21,123	19,621	—	—
期間の定めのないもの		30,100	26,724	29,798	26,423	301	301	—	—
残存期間別合計		222,608	223,273	154,914	151,791	67,694	71,482	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

② 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	130	107	—	130	107
	令和6年度	107	127	—	107	127
個別貸倒引当金	令和5年度	716	635	33	683	635
	令和6年度	635	741	5	630	741
合計	令和5年度	847	742	33	814	742
	令和6年度	742	869	5	737	869

③ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却※	
	期首残高※		当期増加額※		当期減少額※				期末残高			
					目的使用		その他					
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度
製造業	66	32	32	24	1	-	64	22	32	24	1	-
農業、林業	1	1	1	-	-	-	1	1	1	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	16	9	9	46	6	4	10	5	9	46	1	1
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	16	14	14	-	-	-	16	8	14	-	-	-
卸売業、小売業	44	42	42	6	1	-	43	42	42	6	1	62
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	54	48	48	193	-	-	54	48	48	193	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	396	388	388	378	-	-	396	388	388	378	-	-
飲食業	31	32	32	36	-	0	31	32	32	36	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	17	16	16	15	-	-	17	16	16	15	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	39	11	11	3	24	-	15	11	11	3	21	-
その他のサービス	19	21	21	21	-	-	19	21	21	21	8	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	14	15	15	14	-	-	14	14	15	14	2	-
合計	716	635	635	741	33	5	683	613	635	741	38	64

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

④ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	2,350	-	2,350	-	-	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	26,296	-	26,296	-	-	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,504	-	1,504	-	973	65%
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	20,915	52	20,915	52	-	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	100	-	100	-	20	20%
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	300	-	300	-	60	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	57,896	-	57,896	-	15,600	27%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	5,810	-	5,810	-	1,923	33%
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	40,753	800	40,040	206	24,785	62%
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	10,320	37,978	9,261	545	5,164	53%
トランザクター向け	-	32,899	-	392	126	32%
不動産関連向け	28,084	35	27,841	35	15,061	54%
自己居住用不動産等向け	19,110	-	19,027	-	7,027	37%
賃貸用不動産向け	3,608	35	3,585	35	2,994	83%
事業用不動産関連向け	4,803	-	4,676	-	4,708	101%
その他不動産関連向け	562	-	552	-	331	60%
ADC向け	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	4,012	-	4,012	-	4,013	100%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	2,244	87	2,204	5	2,807	127%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	461	-	449	-	244	54%
取立未済手形	55	-	55	-	11	20%
信用保証協会等による保証付	16,908	287	16,908	28	691	4%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	143	-	143	-	143	100%
合計					69,572	

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

⑤ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%	
	令和6年度																
現金	2,350	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	26,296	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	300	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	1,103	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	20,967	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	701	—	—	32,766	—	19,763	—	—	—	—	—	—	2,511	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	301	—	5,109	—	—	—	—	—	—	400	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	4,302	—	—	—	—	—	—	—	—	21,136	—	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	392	—	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	392	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	875	514	1,657	—	146	—	771	—	229	1,016	—	1,099	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	875	514	1,254	—	—	—	771	—	—	1,016	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	403	—	146	—	—	—	229	—	—	547	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	552	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	55	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	10,025	6,911	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	60,642	6,911	—	38,500	514	21,421	—	146	—	771	—	622	25,789	—	1,099	—	—

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															合計	
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他		
	令和6年度																
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,350
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	26,296
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,504
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20,967
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	300
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	49	—	—	—	—	700	—	—	—	56,492
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,810
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	—	2,707	—	10,092	—	—	2,008	—	—	—	—	—	—	—	—	—	40,247
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	9,305	—	—	—	—	108	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,806
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	392
不動産関連向け	15,313	79	—	—	812	—	—	2,232	3,076	—	—	52	—	—	—	—	27,877
自己居住用不動産等向け	14,578	16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19,027
賃貸用不動産向け	—	62	—	—	—	—	—	2,232	—	—	—	—	—	—	—	—	3,620
事業用不動産関連向け	734	—	—	—	812	—	—	—	3,076	—	—	52	—	—	—	—	4,676
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	552
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	4,009	—	—	—	—	2	—	—	—	—	4,012
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	870	—	—	—	—	1,319	—	—	—	—	2,210
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	449	—	—	—	—	—	—	—	—	—	449
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	55
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16,937
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	143	—	—	—	—	—	—	—	—	—	143
合計	15,313	12,092	—	10,092	812	—	7,639	2,232	3,076	—	—	2,074	—	—	—	—	209,751

注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

⑥ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

(単位:百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用あり	格付適用なし
0%	-	65,439
10%	-	4,324
20%	1,800	60,823
35%	-	5,698
50%	35,224	786
75%	-	13,900
100%	4,411	28,593
150%	-	902
250%	-	702
1250%	-	-
その他	-	-
合計	222,608	

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値(%)	資産の額及び 与信相当額の 合計額(CCF・ 信用リスク削 減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	138,912	2,683	10%	139,185
40%~70%	35,770	30,909	10%	35,920
75%	9,265	4,648	11%	8,403
80%	1,404	-	-	1,404
85%	10,471	558	19%	10,033
90%~100%	8,633	377	33%	8,462
105%~130%	5,420	-	-	5,308
150%	2,067	64	12%	2,035
250%	-	-	-	-
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	401	-	-	401
合計	212,347	39,241	11%	211,155

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行なっておりません。
- ・(株)格付投資情報センター(R&I)
 - ・(株)日本格付研究所(JCR)
 - ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
 - ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)
2. エクスポージャーは信用リスク削除手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、ご融資に際し、資金用途、返済原資、財務内容、事業環境、お取引先の資質など、さまざまな角度から審査をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資態勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う主な担保には、自金庫預金積金や不動産等があり、保証には、人的担保、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、当金庫が定める「融資事務取扱規程」、「不動産担保評価規程」等に基づき、適切な事務や評価を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲内において、預金相殺等を用いる場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱規程」等や各種約定書等により、適切な取扱いに努めております。

なおバーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金等、保証として(一社)しんきん保証基金および政府保証と同様の信用度を持つ住宅融資保険が該当します。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		799	4,096	11,778	15,604	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、証券化取引を行っておりません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	6	6	141	141
非上場株式等	1,234	1,234	1,234	1,234
合計	1,241	1,241	1,375	1,375

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
売却益	16	1
売却損	—	—
償却	—	—

ハ. 貸借対照表で認識され、

かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	3	8

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	—	—

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	10,671	9,594
マドレー方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

1. リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲

金利リスクとは市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指し、当金庫ではこれらの影響を金利リスクと捉え、これらの影響が一定以下になるようリスク管理を行っております。

2. リスク管理およびリスク削減方針

ΔEVE、ΔNII、100BPV、VaRを用いることで金利変化時の資本への影響を計測しています。影響が自己資本の一定を超える場合や将来の収益減少が想定される場合はリスク管理委員会で対応を協議し、金利リスクの削減や運用ポジションの変更を行っております。

3. 金利リスク計測の頻度

有価証券の評価損益の計測は日次、それ以外の計測は月次で行い、毎月のリスク管理委員会にて報告しています。また市況急変時にはリスク管理委員会を臨時開催し、金利リスクの削減対応を協議しております。

4. ヘッジ等金利リスクの削減方法

デリバティブ取引(国債先物や金利スワップ取引)などによる金利リスク削減取引は行っておりません。金利リスクを削減する場合には、当該ポジションを売却することでリスク量を削減しております。

● 金利リスクの算定手法の概要

1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE、ΔNIIおよび自ら開示を行う金利リスクに関する事項

①	流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
②	流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
③	流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提	流動性預金の50%をコア預金と考え、コア預金は最長満期5年、平均2.5年と想定しています。コア預金に割り当てられない流動性預金は残存年数0年と考えています。
④	固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提事項	ともに想定しておりません
⑤	複数の通貨の集計方法およびその前提	単純合算しています。通貨間の相関は考慮していません
⑥	スプレッドに関する前提 (計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)	割引金利にスプレッドは含めていますが、ΔEVE計算時にはスプレッド変動は考慮しておりません。
⑦	内部モデルの使用等ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	内部モデルは使用しておりません。
⑧	前事業年度末の開示からの変動に関する説明	算定手法の前提に変動はありません。
⑨	計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	重要度テスト(ΔEVE/自己資本の額)は20%を超過しておりますが、自己資本の余裕額を超えているものではありません。金利リスクの適切なコントロールに努めております。

2. 金融機関が自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における当該リスクに関する以下の事項

①金利ショック

100BPVの採用(△EVEの場合円金利のショック幅は同じですが、外貨金利の場合にはショック幅が異なります)およびVaR(信頼水準99.0%、保有期間120日、観測期間5年)の採用

②金利リスク計測の前提およびその意味

VaRを用いることで金利リスク測定時の市況変化を反映させた金利リスク量を測定しております。VaRでは金利以外に株価や為替リスクの影響も考慮しております。なお、VaRは統計的手法を用いたリスク計算手法であり、過去の市況変化が小さいときにはリスクが過小評価されることがあるため、当金庫ではバックテストの実施や100BPV等をストレステストとして用いることでこのようなVaRの問題点を解決しております。

(単位:百万円)

項番	シナリオ	△EVE		△NII	
		令和6年3月末	令和7年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末
1	上方パラレルシフト	5,497	4,873	▲31	▲91
2	下方パラレルシフト	0	0	230	144
3	スティープ化	5,057	4,442		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	5,497	4,873	230	144
		令和6年3月末		令和7年3月末	
8	自己資本の額	11,797		11,800	

用語解説

【自己資本関係】

リスク・アセット	リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産全額をいう。
所要自己資本額	各々のリスク・アセット×4%(自己資本比率規制における国内基準)により算出された額をいう。
総所要自己資本額	リスク・アセットの総額(信用リスク、マーケットリスク(信金中央金庫のみ)、オペレーショナル・リスクの各リスク・アセットの総額)×4%(自己資本比率規制における国内基準)により算出された額をいう。
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当する。
オペレーショナル・リスク	金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいう。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステムリスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれる。
単体自己資本比率	単体自己資本の額÷リスク・アセットの総額(信用リスク、マーケットリスク(信金中央金庫のみ)、オペレーショナル・リスクの各リスク・アセットの総額)。
コア資本	損失吸収力の高い普通株式及び内部留保を中心しつつ、強制転換型優先株式や協同組織金融機関発行優先出資及び一般貸倒引当金(信用リスク・アセットの1.25%が算入上限)等を加えたものをいう。なお、無形固定資産や繰延税金資産、他の金融機関の資本保有等はコア資本から控除。

【信用リスク関係】

信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいう。
クレジットポリシー	融資業務の基本的な理念や手続き等を明示したものをいう。
リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。
適格格付機関	金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。
信用リスク削減手法	金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置であり、告示に定める適格金融資産担保(現金、自金庫預金、国債等)、同保証(国、地方公共団体等)、自金庫預金と貸出金の相殺等をいう。具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。

【市場リスク関係】(※派生商品取引・証券化商品取引・出資等株式取引に関連するもの)

市場リスク	金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいう。
派生商品取引(=デリバティブ取引)	有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指す。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられる。
証券化エクスポージャー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産をいう。

【金利リスク関係】

△EVE	Economic Value of Equityの略であり、銀行勘定の金利リスクのうち金利ショックに対する経済的な減少額として計測される指標をいう。
△NII	Net Interest Incomeの略であり、銀行勘定の金利リスクのうち金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの金利収益の減少額と計測される指標をいう。
金利リスク	市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクをいう。
金利ショック	金利の変化(衝撃)のことで、上下100bp(ベース・ポイント)の平行移動やイールドカーブをスティープ化およびフラット化させるといった算出方法がある。
VaR	Value at Riskの略であり、金融資産を一定期間保有する場合、特定の保有期間内に、特定の確率の範囲内で評価される期待最大損失額をいう。損失の可能性を過去の推移をもとに統計的に測定する指標として用いられる。
BPV	Basis Point Valueの略であり、金利が1bp(0.01%)変化した時の金融商品の現在価値の変化額をいう。金利リスク指標の一つで金融商品の金利感応度を示すものである。

信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく記載事項

◆開示項目一覧 単体(信金法施行規則第132条における規程)

	取組編	資料編
I 金庫の概況及び組織に関する事項		
(1)事業の組織	12	
(2)理事・監事の氏名及び役職名	12	
(3)事務所の名称及び所在地	13,14	
II 金庫の主要な事業の内容		
(1)金庫の主要な事業の内容		12
III 金庫の主要な事業に関する事項		
(1)直近の事業年度における事業の概況	5	
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標		18
①経常収益 ②業務純益 ③経常利益又は経常損失 ④当期純利益又は当期純損失 ⑤純資産額 ⑥総資産額 ⑦預金積金残高 ⑧貸出金残高 ⑨有価証券残高 ⑩単体自己資本比率 ⑪出資総額及び出資総口数 ⑫出資に対する配当金 ⑬役員数 ⑭職員数 ⑮会員数		
(3)直近の2事業年度における事業の状況を示す指標		
①主要な業務の状況を示す指標		
ア.業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、 コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)		18
イ.資金運用収支、役員取引等収支、及びその他業務収支		18
ウ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、 利回り及び資金利ざや		18,19
エ.受取利息及び支払利息の増減		19
オ.総資産経常利益率		18
カ.総資産当期純利益率		18
②預金に関する指標		
ア.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金 その他の預金の平均残高		19
イ.固定金利定期預金、変動金利定期預金 及びその他の区分ごとの定期預金の残高		19
③貸出金等に関する指標		
ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高		20
イ.固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高		20
ウ.担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、 保証及び信用の区分)の貸出金残高及び債務保証見返額		20
エ.用途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高		20
オ.業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合		20
カ.預貸率の期末値及び期中平均値		20
④有価証券に関する指標		
ア.商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、 商品政府保証債及びその他の商品債券の区分)の平均残高		21
イ.有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式及び 外国証券その他の証券の区分をいう。)の残存期間別の残高		21
ウ.有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式及び 外国証券その他の証券の区分をいう。)の平均残高、預証率の 期末値及び期中平均値		21
IV 金庫の事業の運営に関する事項		
(1)リスク管理態勢		6,7
(2)法令遵守の態勢		5
(3)中小企業の経営の改善 および地域の活性化のための取組みの状況	7	1,2
(4)金融ADR制度への対応		9
V 金庫の直近の2事業年度における財産の状況		
(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 又は損失金処理計算書	9,10	13~17
(2)金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額 及び①から④までに掲げるものの合計額		
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権		22
②危険債権		22
③三月以上延滞債権(貸出金のみ)		22
④貸出条件緩和債権(貸出金のみ)		22
⑤正常債権		22

	取組編	資料編
(3)自己資本(基本的項目に係る細目を含む。)の充実の状況		23
(4)次に掲げるものに関する取得価格 又は契約価格、時価及び評価損益		
①有価証券		21
②金銭の信託		21
③第102条第1項第5号に掲げる取引		21
(5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額		25
(6)貸出金償却の額		20
(7)会計監査人による監査を受けている旨	10	14

パーゼルⅢ第3の柱に基づく開示項目(単体)

(1)自己資本の構成に関する事項		23
(2)自己資本の充実度に関する事項		24
(3)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)		
①信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の 期末残高(地域別及び業種別及び残存期間別)		25
②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額		25
③業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等		26
④標準的手法が適用されるエクスポージャーの ポートフォリオ区分ごとの内訳		26
⑤標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの 区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳		27
⑥リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等		28
(4)信用リスク削減手法に関する事項		28
(5)派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項		28
(6)証券化エクスポージャーに関する事項		28
(7)出資等エクスポージャーに関する事項		29
(8)リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項		29
(9)金利リスクに関する事項		29

開示項目(金融再生法7条)

金融再生法に基づく資産査定状況

①金融再生法に基づく開示債権		22
----------------	--	----

任意開示項目

地域密着型金融推進への取組み状況

①地域貢献に関する情報開示		8
②総代会に関する情報開示		10,11
③地域密着型金融推進計画の進捗状況(主な取組み)	7	4
④金融円滑化への取組み		3

金庫の概要

①経営方針		3
②営業地区		12
③会員数		12
④役員数		12
⑤役員職員の報酬体系		12
⑥子法人等		12
⑦当金庫の考え方		3

その他

①沿革・歩み		32
②文化的・社会的活動		8
③トピックス		11
④金融商品に係る勧誘方針		8
⑤顧客保護等管理態勢		8,9
⑥信金中金・当金庫の主要な事業の内容		12

“湖東信用金庫”の歩み

昭和

23年 7月 市街地信用組合法に基づく信用組合の設立認可

8月 旧神崎郡八日市町大字浜野612番地において「八日市信用組合」事業開始

26年 3月 旧神崎郡八日市町大字金屋616番地へ事務所移転

7月 「湖東信用組合」に名称変更

27年 3月 信用金庫法による信用金庫事業免許を受け「湖東信用金庫」と改称

10月 日野支店開設

28年 6月 能登川支店開設

39年 3月 永源寺出張所が支店に昇格

43年 5月 創立20周年記念式典挙行

50年 2月 水口支店開設

53年 8月 創立30周年記念式典挙行

56年 8月 預金量500億円達成

57年 11月 店外ATM(アルプラザ水口出張所)設置

59年 3月 緑町支店開設

60年 3月 蒲生支店開設

61年 2月 五個荘支店開設

平成

1年 10月 甲南支店開設

2年 3月 預金量1,000億円達成

3年 9月 湖東支店開設

11月 店外ATM(妙法寺出張所)設置

6年 6月 店外ATM(アピア出張所)設置

9年 9月 店外ATM(佐野出張所)設置

10年 9月 創立50周年記念式典挙行

11年 6月 店外ATM(水口西友出張所)設置

12年 10月 店外ATM(岡田出張所)設置

15年 3月 店外ATM(フレンドマート能登川出張所)設置

5月 本店新築移転

17年 11月 石部支店開設

12月 営業区域の拡大、滋賀県内一円とする

20年 8月 創立60周年記念式典挙行

21年 9月 能登川支店新築移転

22年 1月 永源寺支店新築移転

23年 8月 店外ATM(マックスバリュ東近江出張所)設置

9月 五個荘支店新築移転

24年 11月 近江八幡支店開設

25年 8月 創立65周年記念事業「物故者法要」

26年 4月 店外ATM(フレンドタウン日野出張所)設置

12月 店外ATM(イオンタウン湖南出張所)設置

27年 12月 預金量2,000億円達成

30年 10月 創立70周年記念講演会開催

12月 東近江市と地域連携に関する協定を締結
東近江市商工会と連携に関する協定を締結

31年 2月 八日市商工会議所と連携に関する協定を締結

4月 信託業務取扱開始

令和

1年 10月 わがまち基金を活用した「SDGs時代における地域金融機関の新たなエコシステム創出事業」取組み開始

2年 2月 水口支店新築移転

12月 「ソーシャル企業認証制度創設及び推進に関する連携協定書」を締結

3年 2月 「びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部と湖東信用金庫による包括的地域連携協定」を締結

3年 10月 緑町支店新築移転

4年 4月 母店制(エリア制)導入
本店エリア：蒲生支店
緑町エリア：永源寺支店・湖東支店
水口エリア：甲南支店

4月 ソーシャルグッド融資取扱開始

5年 6月 創立75周年記念事業「ことしん経済講演会」開催

9月 創立75周年記念事業「認知症予防セミナー」開催

6年 4月 しんきんの共済制度「日本フルハップ」の取扱開始

8月 こども応援定期預金「おうみの星」の取扱開始
「しんきんバンキングアプリ」の取扱開始

7年 4月 母店制(エリア制)導入店舗追加
能登川エリア：五個荘支店